

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

肝炎対策基本法は、その前文中において、「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している」と述べ、全国で350万人以上とされるB型・C型肝炎の患者に対する国の法的責任を明確にしています。

現在、ウイルス性肝炎患者への医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療は、インターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数います。特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労できず生活に困難を来している方も多くいます。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態もあり、現行制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘があります。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされましたが、国におかれては、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置が講じられていません。

高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面している深刻な実態に鑑み、一刻も早く次の事を実現するよう強く要請します。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月19日

広島県安芸太田町議会

〔提出先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣